

特定医療費（指定難病）助成事業

■事業の経緯

難病の患者に対する医療等に関する法律第 40 条の規定に基づく大都市特例により、平成 30 年 4 月 1 日から現在都道府県が実施している難病関係事務の権限が指定都市に移譲される。

権限移譲される難病関係事務のうち、主要業務である指定難病患者に対する医療費助成事業を新たに実施する。

■事業の概要

厚生労働大臣が定める 330 疾病の指定難病患者の申請に基づき、支給認定を審査し、認定者に対し当該疾病に係る医療費の一部を助成する。

■事業費

平成 30 年 4 月から特定医療費（指定難病）の支給に関する事務を確実かつ円滑に実施するために必要な経費を計上している。

○費目 衛生費／公衆衛生費／疾病予防対策費

○要求額 1, 794, 266 千円

○事業費の主な内訳

- 特定医療費（扶助費）：1,746,255 千円
支給認定を受けた指定難病の患者に対して指定医療機関が行う医療に係る医療費の一部を助成
- 業務委託に係る経費（委託料）：27,724 千円
支給認定事務補助及び難病医療システムの運用保守、診療報酬明細点検等業務の一部委託に関する費用
- 診療報酬事務手数料（役務費）：8,998 千円
特定医療費（指定難病）の支払に係る審査支払機関への事務手数料
- 認定審査会関係経費（報酬）：1,944 千円
支給認定の申請の審査を行う認定審査会に係る費用
- その他支給認定事務に要する経費：9,345 千円
申請書等印刷代、受給者証等郵送料等